

恵庭自動車学校便り

あおり運転は犯罪!!免許取消!!

妨害運転に対する罰則の創設!

車間距離不保持、急ブレーキ、割込み等



令和2年6月30日施行 道路交通法改正で、**妨害運転罪**が創設されました。

①妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせる恐れのある方法によるものをした場合。



- ◆ 3～5年以下の懲役又は、50万円以下の罰金
- ◆ 違反点数25点 免許の取り消し(欠格期間2年)
- ※ 前歴や累積点数がある場合は最大5年

②妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

- ◆ 5年以下の懲役又は、100万円以下の罰金
- ◆ 違反点数35点 免許の取り消し(欠格期間3年)
- ※ 前歴や累積点数がある場合は最大10年



【ドライバーの皆さんへ】

- * 「思いやり・ゆずり合い」の運転をしましょう!
- * ドライブレコーダーをつけましょう!
- * あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番通報をしましょう!

恵庭自動車学校

TEL0123-32-2302

恵庭市黄金北2丁目1番地の3

